

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER エージーインサイト

Volume

14

2006  
April

- ・会社法関係の法務省令の概要
- ・会社法はこうなる ～「会社法」現代化のポイント～  
〈株式・新株予約権・新株予約権付社債関係〉
- ・企業結合・事業分離会計について

# 企業結合・事業分離会計について

あずさ監査法人 代表社員 金井 沢治  
シニアマネジャー 辻前 正紀

本稿は、本年4月以降開始事業年度より適用開始となる企業結合・事業分離等会計基準と5月施行予定の会社法の内容を踏まえて、企業結合・事業分離会計の最新の状況をまとめたものです。

## I はじめに

平成17年12月に企業会計基準委員会より企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(以下、「事業分離等会計基準」という)および企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下、「適用指針」という)が公表されました。これで、平成18年4月以降開始事業年度からの「企業結合会計に係る会計基準」(以下、「企業結合会計基準」という)の適用開始に向けて、企業結合と事業分離の会計基準・適用指針が揃ったこととなります。また、平成17年6月に会社法が成立し、平成18年5月(予定)の会社法施行後は、企業結合・事業分離等会計基準に準拠した会計処理が、会社法上も認められることになりました。企業結合・事業分離等会計基準の適用開始後は、組織再編をパーチェス法(時価)で会計処理するケースが増加するとみられるなど、従来の会計実務が大きく変更されるものと予想されます。また、合併会社の設立の形態をとることもある共同支配企業の形成や分離元企業の会計処理なども基準の適用対象となっているため、その影響は広範囲に及ぶとみられます。そこで、本稿では、会社法施行後の企業結合・事業分離の会計処理の概略をみていくことにします。

## II 企業結合の会計処理

### (1) 企業結合・事業分離等会計基準の適用範囲

会計基準では、企業結合と事業分離はそれぞれ左記のように定義されており、合併、株式交換・移転、会社分割等の手法による組織再編が包括的に企業結合・事業分離等会計基準の適用対象となります。

たとえば図表1で、A社(分離元企業)がa事業をB社(分離先企業)に移転する事業分離は、B社の側では企業結合となり、A社の会計処理は事業分離等会計基準の、B社の会計処理は企業結合会計基準の対象範囲に含まれることとなります。また、A社(被結合企業)とB社(結合企業)の企業結合(図表2)においては、対価を受け取るA社株主(被結合企業の株主)および持分比率が変動するB社株主(結合企業の株主)の会計処理が事業分離等会計基準の適用範囲に含まれています。

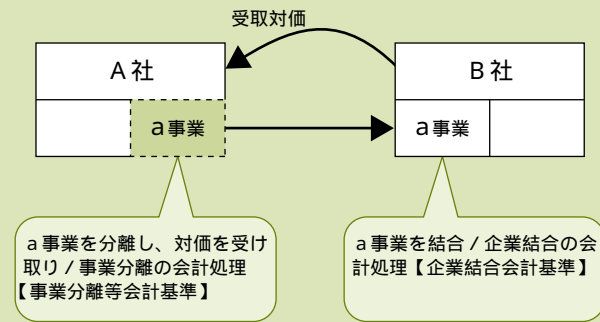
#### 企業結合

ある企業(会社または会社に準ずる事業体)またはある企業を構成する事業と他の企業または他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されること(企業結合会計基準二1)

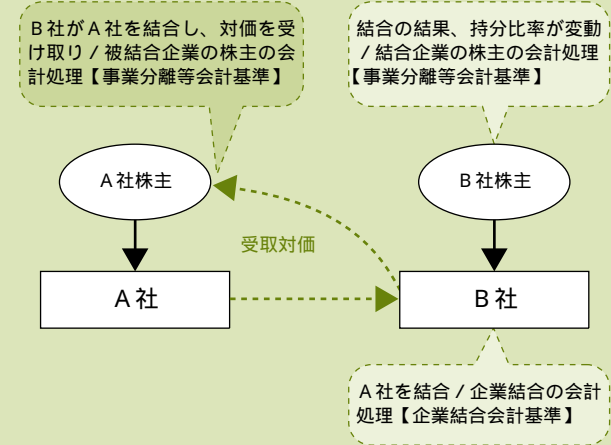
#### 事業分離

ある企業を構成する事業を他の企業(新設される企業を含む)に移転すること(事業分離等会計基準4項)

図表1 企業結合と事業分離

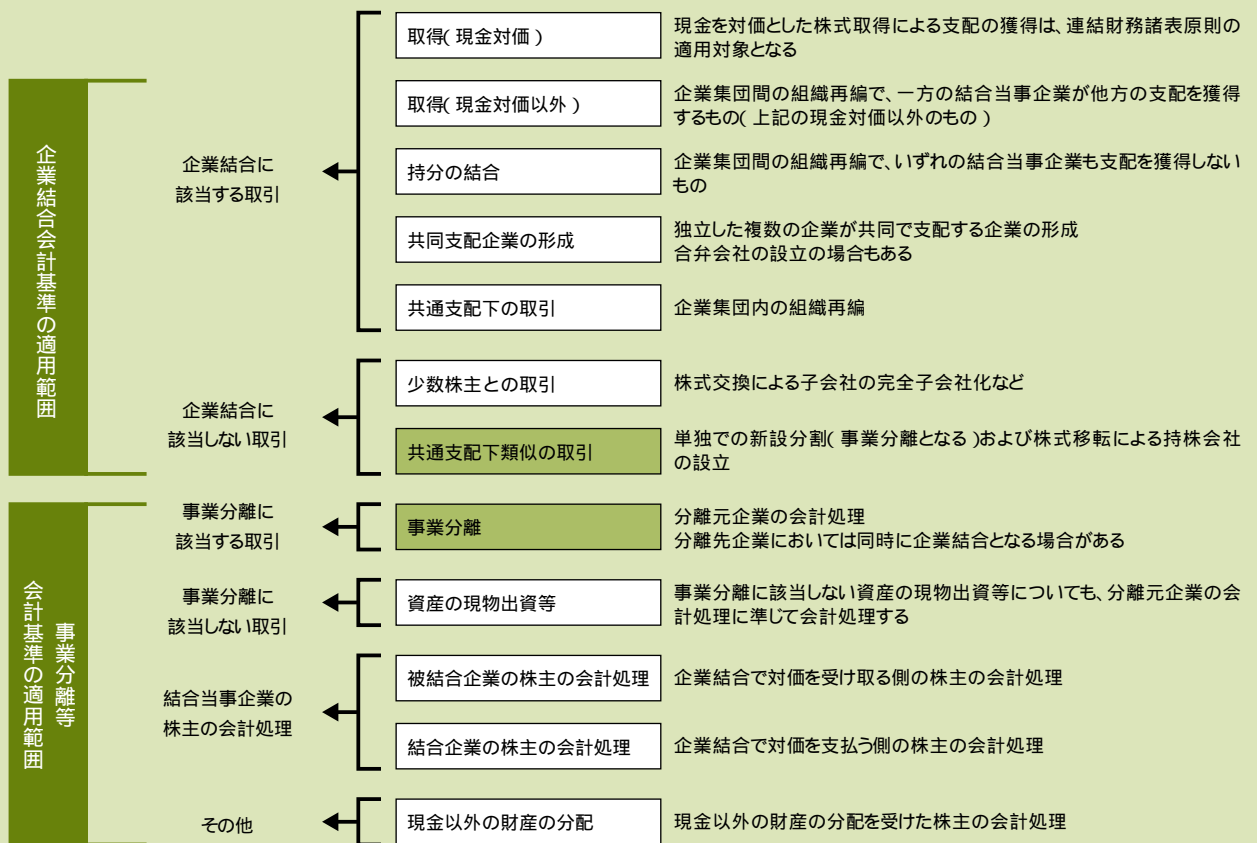


図表2 企業結合と株主の会計処理



企業結合は、その経済的実態から、取得、持分の結合、共同支配企業の形成および共通支配下の取引に分類されますが、取得のうち現金を対価とする株式の取得による支配の獲得は、従来どおり連結財務諸表原則が適用されます。企業結合・事業分離等会計基準ではさらに、少数株主との取引など企業結合・事業分離に該当しない取引も適用対象に含まれています。このような企業結合・事業分離等会計基準の適用範囲を簡単にまとめると図表3のようになります。

図表3 企業結合・事業分離等会計基準の適用範囲



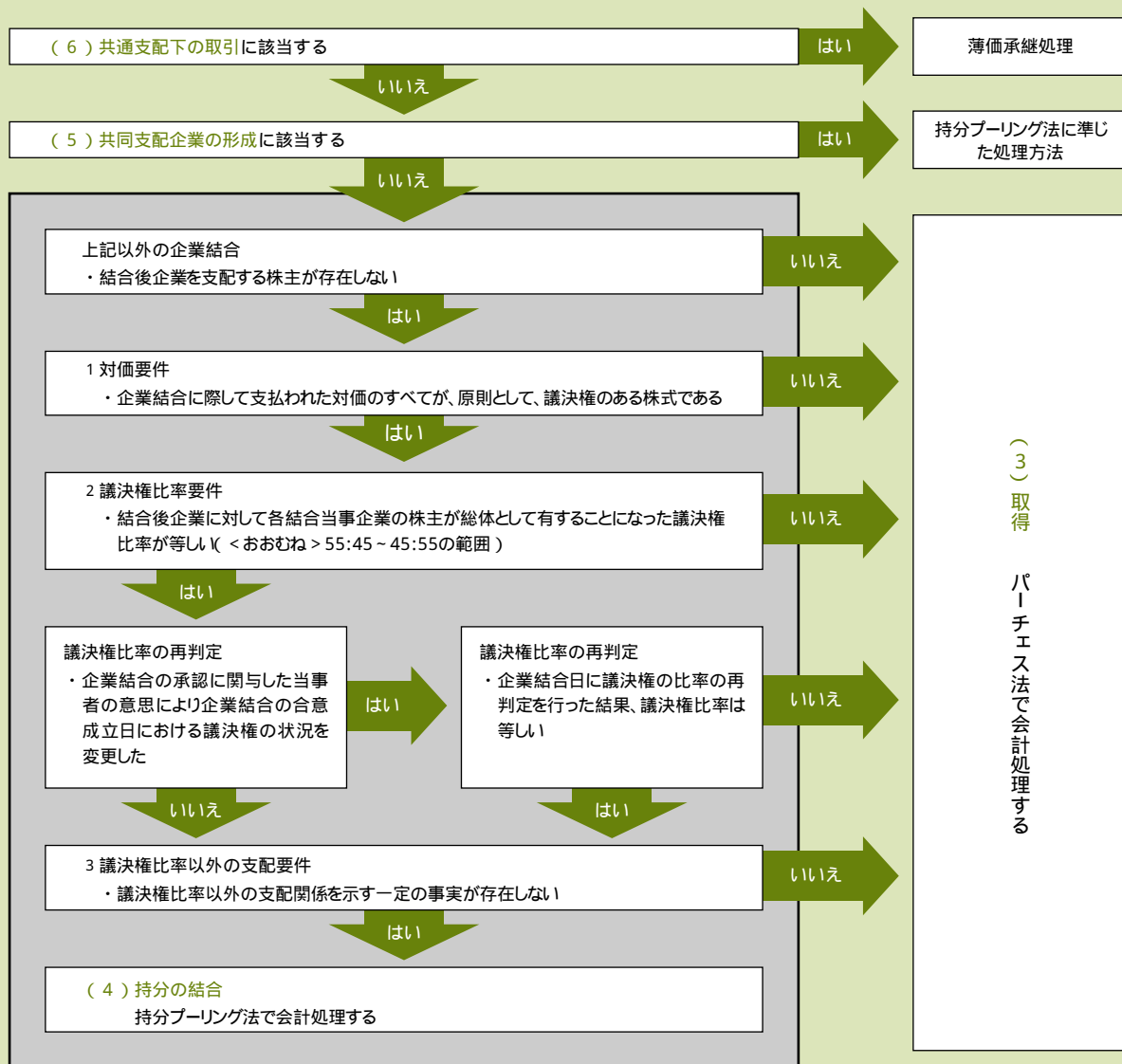
会計トピック 3

(2) 企業結合の会計処理方法

企業結合の会計処理方法は、企業結合の経済実態に応じて決定され、その流れは図表4のように示されます。すなわち、最初に企業結合が後出(6)の共通支配下の取引に該当すると判定された場合は簿価承継処理となり、次に(5)の共同支配企業の形成に該当すると判定された場合は、持分プーリング法に準じた処理方法(簿価承継)が適用されます。

それ以外の企業結合は、持分の継続・非継続(投資の継続・清算)の考え方にもとづいて、「取得」と「持分の結合」のいずれかに識別されます。取得とは、一方の結合当事企業が他方の支配を獲得する企業結合であり、持分の結合とは、いずれの企業も支配を獲得せず、リスクや便益を引続き相互に共有するために事業を統合する企業結合になります。取得の場合には、支配を獲得された側の投資は清算されたとみなされて、パーチェス法(時価譲渡・譲受)で会計処理されます。他方、持分の結合と判定された場合は、すべての結合当事企業の持分が継続しているとみられて、持分プーリング法(簿価承継)が適用されます。

図表4 企業結合の会計処理方法の決定の流れ



取得と持分の結合の識別は、図表4の網掛け部の流れにそって行い、すべてを満たす場合には持分の結合と判定します。結合後企業を支配する株主(親会社など)が存在するときは取得となるため、最初にその判定を行います(適用指針7項)。なお、複数の取引が一つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として判定します(企業結合会計基準三1、同注解1)。

2の議決権比率要件は、合意成立日(企業結合に関する契約書を承認する総会において議決権を行使できる株主の確定日)を基準とし、各結合当事企業の株主を総体としての議決権比率で判定します(適用指針15項)。そこで議決権比率が等しいと認められた場合であっても、その後企業結合日までの間の増減資により支配・被支配関係が発生する可能性があります。そのため、企業結合の承認に関与した当事者(結合当事企業および合意成立日の株主)の意思により合意成立日における状況を変更したと認められる場合には、原則として、企業結合日において、状況の変更による議決権数の増減を加味して、議決権比率の再判定を行います(適用指針21項)。

### (3) 取得の会計処理

(2)により、取得と判定された企業結合はパーチェス法を適用して会計処理します。

#### 1 取得企業の決定

たとえば、対価要件で取得と判定された場合には、対価を支出した企業を取得企業とするなど、取得企業は取得と持分の結合の判定と同時に決定されます(企業結合基準三2(1))。

#### 2 パーチェス法の会計処理

パーチェス法では、取得した資産・負債は時価で受け入れ、のれん(または負ののれん)は20年以内に定期的に償却します。

吸収合併の例で取得企業が新株を交付する場合は、次のような受入仕訳が行われます。

【借方】資産(時価)	【貸方】負債(時価)
のれん(差額)	資本金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	→ 取得原価(時価)

増加資本の額は、交付株式の時価にもとづいて算定され、払込資本(資本金または資本剰余金)の増加として処理されます(適用指針79項)。上記仕訳例では借方に差額が生じ、のれんが計上されていますが、貸方に差額が生じた場合は、負ののれんとなります。

#### 3 取得原価の算定

原則として、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものを取得原価とします。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受けまたは株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と取得した純資産の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定します。取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理します(企業結合会計基準三2(2)14)。

取得企業の株式以外の財産を交付した場合には、処分損益を計上します(適用指針81項)。

**パーチェス法**  
被結合企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価(公正価値)とする方法(企業結合会計基準前文二)

## 会計トピック 3

## 4 対価として株式を交付する場合

対価として市場価格のある株式を交付する場合には、原則として、企業結合の主要条件(株式の交換比率を含む)の合意・公表日の直前数日間(通常5日以内)の株価を基礎にして算定します。合意公表後、企業結合日までに株式の交換比率が変更されたときは再算定します。ただし、上記と大きく異なる場合には、株式交付日の株価を基礎として算定することができます(企業結合基準三(2)3、同注解6・7、適用指針38・40項)。対価として市場価格のない株式を交付する場合には、合理的な価額を算定します(適用指針38項)。

## 5 取得原価の配分

被取得企業から取得した資産および引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの(識別可能資産および負債)の企業結合日時点の時価を基礎として、当該資産および負債に対して企業結合日以後1年以内に配分します(企業結合会計基準三(3))。時価は、公正な評価額であり、通常は観察可能な市場価格になりますが、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額になります(企業結合会計基準二7)。

例外的に、以下のいずれの要件も満たす場合には、被取得企業の適正な簿価を基礎として取得原価の配分額を算定することが認められます(適用指針54項)。

被取得企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って資産・負債の適正な簿価を算定している

上記の適正な簿価と企業結合日における時価との差異が重要でないと思込まれる

取得原価の配分プロセスにおいて、重要と考えられる勘定科目の会計処理は以下のとおりです。

## a. 無形資産 / 研究開発費

その独立した価額を合理的に算定できるときには、法律上の権利または分離して譲渡可能である無形資産に、取得原価を配分することができます。また、発生時に費用処理される研究開発費等(ソフトウェア制作費を含む)に配分された金額は、配分後ではなく配分時に費用処理します(企業結合基準三(3)、適用指針56項)。

## b. のれん

のれんは、20年以内のその経済効果が及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却します。のれんの償却額は販売費及び一般管理費に含め、重要性が乏しいとして一括償却する場合を除き、企業結合日に全額費用処理することは認められません。のれんの償却期間および償却方法は企業結合ごとに決定します。のれんの未償却残高は減損会計の適用対象となります(企業結合会計基準三(4)、適用指針76・77項)。

上記の会計処理とは別に、会社法上は、保守的な観点から、のれんの未償却残高に対して配当制限が設けられることになりました。すなわち、分配可能額の算定上、正ののれんの2分の1と繰延資産の合計額(のれん等調整額)が資本金および準備金の合計額(資本等金額)を超える場合には、所定の算式により算定した金額を分配可能額から控除するものとされています。のれんについては、正ののれんの2分の1が資本等金額を超える場合には、

その超過額のうち、その他資本剰余金の残高を上限とした金額が控除されます(会社計算規則186条)。

#### c. 負ののれん

負ののれんは、20年以内の取得の実態にもとづいた適切な期間で定期的に償却し、償却額は営業外収益に計上します。償却期間・償却方法は企業結合ごとに決定し、重要性が乏しい場合を除き企業結合日に全額償却することはできません(企業結合会計基準三2(5)、適用指針78項)。

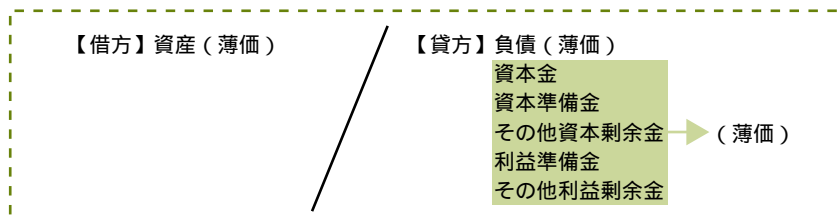
#### d. 企業結合に係る特定勘定

企業結合後短期間で発生することが予測される費用または損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債(企業結合に係る特定勘定)として認識することができます(企業結合会計基準三2(3))。たとえば、被取得企業に係る割増退職金などの特定の費用・損失等で、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債の要件を満たさないものであっても、企業結合に際して例外的に計上することが認められています。

### (4) 持分の結合の会計処理

持分の結合と判定された企業結合には持分プーリング法を適用し、結合当事企業の資産、負債および資本(純資産)の簿価を引き継ぐ処理を行います。

たとえば、吸収合併で新株が交付される場合には、次のような受入仕訳が行われます。



**持分プーリング法**  
すべての結合当事企業の資産、負債及び資本を、それぞれの適切な帳簿価額で引継ぐ方法(企業結合会計基準前文二)

吸収合併消滅会社は合併期日の前日(およびみなし結合日前日)の決算または仮決算において資産、負債、資本(純資産)の適正な簿価を算定し、存続会社は内訳を含めそれらを引き継ぎます(適用指針132~134項)。適正な簿価とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した簿価であり、特定の資産の簿価が適正といえないときは、企業結合前に修正する必要があります。

また、持分プーリング法を適用する場合、期首(みなし結合日)に企業結合が行われたとみなして連結財務諸表を作成する必要があります(企業結合会計基準三3(2))。

### (5) 共同支配企業の形成

#### 1 共同支配企業の会計処理

共同支配企業とは複数の独立した企業により共同支配される企業をいい、共同支配企業の形成は、持分プーリング法に準じた処理方法を適用して会計処理します(企業結合会計基準二6、三4(7))。

共同支配とは、複数の独立した企業が契約等にもとづき、ある企業を共同で支配することとされ、共同支配企業の形成と認められるためには、以下の4要件を満たす必要があります(企業結合会計基準二3、適用指針177~181項)。

##### a. 独立企業要件

## 会計トピック 3

- b. 契約要件
- c. 対価要件
- d. その他の支配要件

## 2 共同支配投資企業の会計処理

共同支配企業を共同支配する企業(共同支配投資企業)は、共同支配企業の形成にあたり移転・交換損益を認識せず、連結財務諸表上は、持分法に準じた処理方法を適用します(企業結合会計基準三(7)、適用指針189、190、196、197項)。

## (6) 共通支配下の取引等

共通支配下の取引等には、共通支配下の取引と少数株主との取引が含まれます。

## 1 共通支配下の取引の会計処理

共通支配下の取引とは、結合当事企業(または事業)のすべてが、企業結合の前後で同一の企業(個人の場合も含む)に支配されている場合の企業結合をいいます(企業結合会計基準二10、適用指針201項)。このような企業結合が行われたとしても、企業集団の経済的実態が変化しないため、簿価承継を原則とした会計処理が行われます。

## i 個別財務諸表上の会計処理(企業結合会計基準三4(1)1)

イ. 共通支配下の取引により企業集団内を移転する資産および負債は、原則として移転前に付された適正な帳簿価額により計上します。

ロ. 移転された資産および負債の差額は資本(純資産)として処理します。

ハ. 移転された資産および負債の対価として取得する株式の取得原価は、当該資産および負債の適正な帳簿価額による純資産額にもとづいて算定します。

## ii 連結財務諸表上の会計処理(企業結合会計基準三4(1)2)

共通支配下の取引は、内部取引としてすべて消去します。

## 2 少数株主との取引

少数株主との取引とは、株式交換等により少数株主から子会社株式を追加取得する取引であり、企業結合には該当しません。個別財務諸表上は、少数株主との取引により追加取得する子会社株式の取得原価は時価で算定し、連結財務諸表上は、連結財務諸表原則の処理に準じて会計処理します(企業結合会計基準三4(2))。

## Ⅲ 事業分離等の会計処理

事業分離等の会計処理には、事業分離における分離元企業の会計処理と、結合当事企業(結合企業および被結合企業)の株主の会計処理が含まれます。

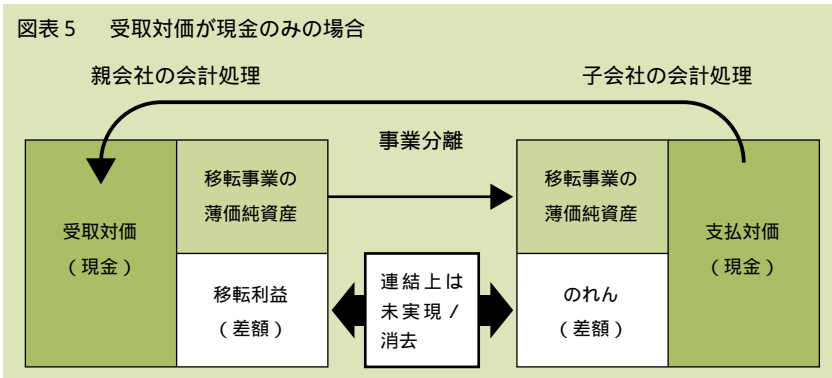
事業分離等の会計処理も企業結合会計基準の考え方と整合的に、投資が継続しているとみられる場合には簿価承継、投資が清算したとみられる場合には時価での譲渡・交換として会計処理します。

具体的には、事業分離における分離元企業の会計処理は、対価の種類と分離先企業等の属性の組合せにより、以下のように定められています。ただし、たとえば、買戻し条件が付されているなど、重要な継続的関与がある場合は移転損益を認識することはできないものとされ、実質判断の結果、移転損益を認識しないことになるケースも

考えられます(事業分離等会計基準76項)。

(1) 受取対価が現金等の財産のみの場合(事業分離等会計基準14～16項)

分離先企業が子会社の場合、共通支配下の取引となることから現金等の財産の受入対価を移転前の適正な簿価で受入処理し、移転した事業の純資産額の移転前の適正な簿価との差額を移転損益として計上します。連結財務諸表上は、移転損益は未実現損益に準じて消去します。なお、分離先の子会社は親会社の簿価を承継し、差額をのれん(負のれん)として計上します(適用指針224項)。図表5は、現金を対価とする親会社から子会社への事業分離の会計処理を図式化したものです。



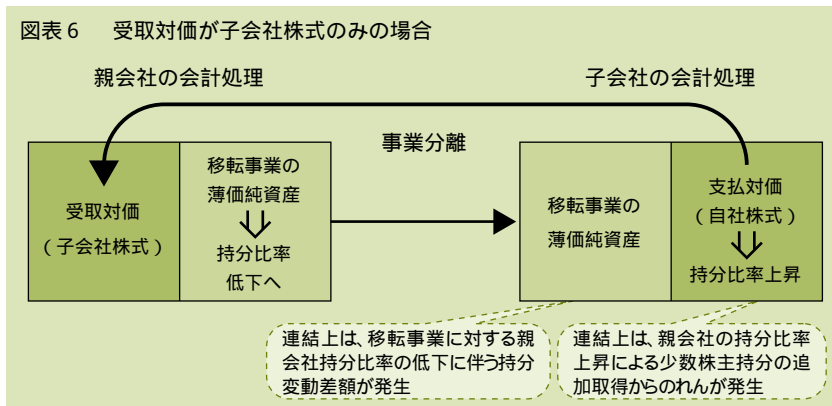
分離先企業が関連会社の場合、受取対価を時価で受入処理し、移転損益を計上します。連結財務諸表上は、移転損益は、未実現損益に準じて消去します。

分離先企業が子・関連会社・共同支配企業以外の場合、受取対価を時価で受入れ処理し、移転損益を計上します。連結財務諸表上は、移転損益の消去は行いません。

(2) 受取対価が株式のみの場合(事業分離等会計基準17～23項)

分離先企業が子会社となる場合、子会社株式の取得原価は移転純資産の簿価にもとづいて算定し、移転損益は認識しません。連結財務諸表上は、のれんの計上と持分変動差額の会計処理を行います。図表6は、子会社に少数株主がいるときの親会社および子会社の会計処理を図式化したものです。

分離先企業が関連会社となる場合、関連会社株式の取得原価は移転純資産の簿価にもとづいて算定し、移転損益は認識しません。連結財務諸表上は、投資に含まれるのれん(連結調整勘定相当額)の算定と持分変動差額の会計処理を行います。



分離先企業が子・関連会社・共同支配企業以外になる場合、原則として移転損益を認識します。

- (3) 受取対価が現金等の財産と分離先企業の株式である場合(事業分離等会計基準24～26項)

分離先企業が子会社となる場合、現金等の対価を簿価で受入処理します。分離先企業株式の取得原価をゼロにしても移転純資産簿価を上回る場合は移転利益(連結上は消去)を認識し、下回る場合は差額を分離先企業株式の取得原価とします。

分離先企業が関連会社となる場合、現金等の対価を時価で受入処理し、子会社の場合と同様に分離先企業株式の取得原価の調整を行います。

#### Ⅳ 被結合企業の株主の会計処理

被結合企業の株主の会計処理は、対価の種類と被結合企業等の属性の組合せにより、以下のように定められています。

- (1) 受取対価が現金等の財産のみの場合(事業分離等会計基準35～37項)

被結合企業(吸収合併消滅会社など)が子会社の場合、分離元企業の会計処理(前記Ⅲ(1))に準じて会計処理します。被結合企業が関連会社の場合、個別財務諸表上は、時価で受入処理し、交換損益を認識します。連結財務諸表上は、この交換損益を未実現損益に準じて消去します。被結合企業が子会社・関連会社以外の場合、時価で受入処理し、交換損益を認識します。

- (2) 受取対価が株式のみの場合(事業分離等会計基準38～44項)

被結合企業が子会社の場合、分離元企業の会計処理(前記Ⅲ(2))に準じて会計処理します。被結合企業が関連会社で、交換後も関連会社の場合は、交換損益は認識しません。他方、交換後は関連会社でなくなる場合は、交換損益を認識します。

子会社・関連会社以外の投資先が被結合企業の場合で、交換後もいずれにも該当しない場合(その他有価証券からその他有価証券の場合)、交換損益は認識しません。他方、交換後は子会社・関連会社に該当する場合には、持分比率の増減の会計処理が必要になります。

このほかに、受取対価が現金等の財産と分離先企業の株式である場合の会計処理が規定されています(事業分離等会計基準45～47項)。

#### Ⅴ 結合企業の株主の会計処理

結合企業(吸収合併存続会社など)の株主については、企業結合により持分比率が増減する場合の会計処理が求められますが、交換の前後においてその他有価証券(その他有価証券からその他有価証券の場合)であるときは、会計処理は求められていません(事業分離等会計基準48項)。

## Ⅵ 会計基準の適用開始と会社法の施行との関係

会社法は平成18年5月施行といわれており、企業結合・事業分離等会計基準の適用開始時期との間でずれが生じる見通しです。具体的には、次のように適用関係が変則的になるケースが考えられ、それぞれ下記のように対応するものとされています(適用指針458項)。

### (1) 企業結合・事業分離等会計基準の適用開始後であるが会社法施行前の期間に行われた企業結合・事業分離の会計処理

例) 3月決算の会社の平成18年4月中に行われた企業結合・事業分離

商法が認める範囲内で企業結合・事業分離等会計基準にもとづいて会計処理します。なお、商法では合併のれん等は5年以内に償却するものとされていますが、当該事業年度末において会社法が施行されている場合には、5年を超えたのれんの償却も認められます。

### (2) 企業結合・事業分離等会計基準の適用開始前であるが会社法施行後の期間に行われた企業結合・事業分離の会計処理

例) 2月決算の会社の平成18年5月(会社法施行)~平成19年2月中に行われた企業結合・事業分離

会計基準適用前ですが、企業結合・事業分離等会計基準に準拠した処理が認められています。これは、他によるべき会計処理基準がないためなので、実質的には、企業結合・事業分離等会計基準を適用して会計処理することになります。

〒162-8551  
東京都新宿区津久戸町1番2号  
あずさセンタービル  
TEL : 03-3266-7500(代表)  
FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2006 KPMG AZSA & Co.,  
a Japanese member firm of KPMG  
International, a Swiss cooperative.  
All rights reserved. Printed in Japan.